

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第20、議案第18号、香川県広域水道企業団の設置についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

少し長くなりますけどご容赦願いたいと思います。

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第18号、香川県広域水道企業団の設置について、次の点で反対討論をいたします。

この議案は、本町発足以来永々と経営してきた多度津町民にとって、1日も欠かすことのできない水道水は、水道水源として最も適した地下水からそのほとんどが作られ、私たちの水は夏冷たく冬は暖かい県下一おいしい水、命の水は地下水としての独自水源である水道水を供給してきた町営水道事業の経営に関する事務等を中止し、県下一円で共同事業とするために設置する香川県広域水道企業団に参加するための議案であり、やがては町営である町の水道課が廃止される極めて重大な議案であります。

町営上水道事業になる以前は、旧多度津町内では昔から飲料に適する淡水の湧出するところが至って少なく、わずかに西浜町の稲荷下、田町の白鬚神社付近、家中の御殿屋敷の柳の浦、その他2、3ヵ所程度と北鴨仁王門前の大井戸などで、これらの深井戸から毎日担い桶や木箱の箱車などで運び、町内需要者に一荷2銭、3銭として供給していたいわゆる水売り業者がいたわけでありました。

合併した村々の中には、比較的良質の飲料水に恵まれた地区もあって、特に四箇地区永井の湧水、葛原、南鴨地区の豊富な湧水、北鴨仁王門前の深井戸などは水質が良好で酒造用水として近年まで重宝されていたところであります。

大正13年4月当町の室寿一郎氏が私設水道を開業したので、旧町内の大部分はこの水道で賄われ、給水戸数743戸、給水人口1,200人、初めは配水状況もよかったです。ところが、年月が経つにつれて、その機能は低下し、特に戦時中から終戦前後にかけては、時間給水のため、バケツ行列もしばしばであって不便の上もなかったということでありました。

この水道問題の解決は急速に望まれたので、昭和25年、武田明町長は町営による上水道設置を決意し、町議会の同意を得て、この設置について中央官庁にしばしば陳情をしたわけでありました。

この間、最も水に困窮していた東浜地区の武田勇、信濃勇両町議は、水道設置のため大いに尽力したとのことでありました。

やがて中央官庁の認可により、昭和25年4月、北嶋地区に鑿井（さくせい）径12インチ（33cm強）、深さ350尺（100m強）を竣工し、また、桃陵公園山上に貯水池を設け、その後、毎年施設の拡充を続け、現在では市街地はもちろんのこと陸地部の各地にまで及ぼし、配水管の延長は延べ69,726m、簡易水道用として2,147mがあり、深、浅井戸計6ヵ所の水源井戸を持ち、1日15,000tの揚水能力を確保していたわけでありました。

このため他市町にみるような濁水等による停水、断水などは、これまでに全くなく、最も良好な水脈に恵まれているといえます。

また、水質の良好さも認められ、工場用水にも利用され、特に各汽船会社（船会社）からの強い要望もあって、昭和30年6月から多度津港棧橋より船舶給水も実施しても、なお余裕のあった現状だったと言われております。

ちなみに町営上水道の設置当時は、私設室水道の配水管を借上げて使用しておりましたが、昭和28年7月山崎町長の当時、これを全部町において買収し、老朽配水管等を新品と取り替え、町営上水道1本とし、現在に至っているわけでありました。

立地条件等で上水道敷設のできない島嶼部その他については、簡易上水道を設置したのが当時の現状であり、町ではこの水道事業に対し、一課を設け（事業部）、会計は特別会計に属していた分けであります。

昭和36年度末における当時の上水道に関する施設は、水源地として、浅井戸3、深井戸3、取水ポンプ計4台、送水ポンプ計4台、急速ろ過装置、日量1万m³、調整池2、浄水池1、容量1万m³、また簡易水道として集水井5、送水ポンプ5台、貯水池3、他に配水管、簡易水道用配水管があったと記録されております。

その後、水道事業の経過を多度津町で見ますと、昭和30年四箇村と白方村との合併（昭和29年5月）に伴い、両地区に簡易水道を敷設、昭和31年葛原八幡地区へ簡易水道を敷設、白方地区の307戸へ給水を開始、昭和32年見立地区、

葛原下所地区へ簡易水道の敷設、昭和33年袖地区に給水を開始、昭和35年葛原大木に大木水源地を新設、北鴨水源地に急速ろ過装置を新設、昭和40年北鴨水源地に沈殿池を新設、計画給水人口19,000人、計画1日最大給水量9,000m³を実現、昭和45年青木北山配水池新設、昭和47年香川用水の受水用送水管敷設及び遠方監視制御装置新設、昭和49年県営水道の受水開始、給水人口20,571人、1日最大給水量11,950m³、昭和52年北鴨水源地へ水道課が現在の北鴨庁舎へ移転、平成元年離島送水私設整備事業の推進工事を実施。

そして町には2カ所浄水場があり、平成14年に完成した平湊浄水場と水道事業創設時から運転している北鴨浄水場があり、平湊浄水場については、浅井戸系の硝酸性窒素やクリプトスポリジウム原虫類による汚染が懸念され、その事業の一環として、浅井戸系の水質汚染に対処するため、国、県の特別支援を受けて、全国的にも珍しい大規模施設として、平成10年度より平湊浄水場高度処理（膜ろ過）施設整備事業、総事業費26億6,600万円、施設能力は最大取水量9,900m³/日、最大配水量が8,415m³/日、浄水処理設備、排水処理施設、薬品洗浄設備をあわせて持つ「多度津の21世紀の水を担う」施設としての事業に着手し、平成15年3月に完成し、町民が将来にわたって安心でき、より安全で健康を守る水道水の供給が確保されたわけであります。

また平成4年高見島への送水施設が完成、平成5年佐柳島への送水施設が完成、平成10年北山配水池増設、北鴨浄水場改修。

そして1994年（平成6年）の異常渇水により早明浦ダムの貯水量が極端に減少し、香川用水の取水制限を受け、安定した新たな水源の確保、開発は「21世紀のくらしや産業」に不可欠なものとして予備水源の確保や、また金倉浄化センター、水環境処理施設によって供給される農業用水は1日2,000m³であり、渇水時にも安定した水源として利用が可能となっております。

多度津町では、早くから循環型社会の到来とその必要性を予測し、国土交通省、環境省、農林水産省、香川県と連携して安全、安心な高度処理水としての多度津町再生水利用計画が実現したことであります。

この「水環境ネットワークシステム」により農業用水に2,000m³/日、せせらぎ水路に45m³/日、親水公園に2,455m³/日、河川放流に5,500m³/日となっております。

水は限りある大切な資源であり、安全でおいしい水を明日の未来の子どもたちに届けるためにも、計画的に古から自然に恵まれた多度津町の環境を守り、それを次世代までにずっと残し続けるため、水道事業に携わる町職員一丸となって守り続けてきたわが多度津町の水道事業は、昭和26年から実に76年間の歳月と町有財産としての費用をかけており、歴史ある現在のおいしくて安全な多度津の水を継続していかなければなりません。

本来水道は、憲法25条の生存権の保障を具現化するために位置づけられた事業であり、2014年に施行された水環境基本法でもその基本理念（第3条2項）で「水が国民共有の貴重な財産であり、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受されることが確保されなければならない」、しかし、現在出されている水道法「改正」は憲法の下での水道事業の本質を捻じ曲げるものです。

現在55カ所ある浄水場を26カ所にする。

半分以上の浄水場を運用停止し、水源の整理を行うとしていますが、そのうちの1つが北鴨の浄水場となっております。

北鴨浄水場の廃止、縮小は自己水源を放棄し、香川用水への依存度を高めることとなります。

しかし水源とする香川用水では、42年間で29回の取水制限が行われ、現在早明浦ダムの運用から43年目を迎えましたが、この間ダム貯水率ゼロの事態は、1994年、2005年、2008年の3回発生しており、平成6年（1994年）の大渇水で取水制限は139日間に及びました。

先日の台風18号は大型台風による降雨にもかかわらず、その後早明浦ダムの貯水率は63.6%で例年の73%にしかありません。

このように天候に左右される不安定な水源を主とする県下一本化の水道事業は、県民に責任を持てる水道事業とは言えません。

また、公営事業の運営方式のもと変更を経ながら、一貫して消費者、利用者参加が図られてこなかったことが、日本の水道システムの構造的欠陥を改善できなかった土台にあったことであります。

そして「事業存続のための利用者」という「上水」需給事業の主客転倒が生じかねない政策論議がまさに進んでおり、法、経済、経営問題とともに「水」行政全体の民主化に向けた情報開示、利害当事者が「命とくらしと健康」に関わる水問題に広く参加する政策論議が求められている中で、水道利用者であり、料金を支払っている町民への説明もなく、議会で一方的に決めてしまうところに行政責任として大きな問題があるということでもあります。

また、そのためには多度津独自水源を守り、財政的には厳しいかもしれませんが、町民一丸となって「水」は公共物であり、国民財産でもあり、そして水道事業の公共性、「水は自治」の立場から、また「給配水事業システムの危機」を理由に水道管理行政の分離、分割体制がもたらす問題、「水循環基本法」に盛り込まれた集権化、また水道法「改正」の問題点と水道事業の現状解決に水利用者としての国民的観点を欠いております。

そして、水道事業の広域化、事業統合の推進は地方自治体の権限を外し、やがては民間に解放することとなります。

また、事業広域化が新たな「自治体合併誘導策」になることにもなります。

そして何よりも大事なことは、水道事業体の規模と形態には、地形や水利などの条件に左右されるために、水道法第2条の2では「地方公共団体は当該地域の自然的、社会的、諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し」と定めており、一律的な県下広域化には大きな問題があり、公共の福祉から逸脱し、地域の将来水源が不安や不安定となることにもなります。

したがって、議案第18号、香川県広域水道企業団の設置については、町民との関わりが最も深く密接なものであり、議会で一方的に決めてしまうのではなく、情報開示を受益者に対して行い、十分な説明をして合意を得ることが必要であるので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。